

「大学知財ガバナンスに関する検討会」の開催について

内閣府知的財産戦略推進事務局
文部科学省科学技術・学術政策局
経済産業省産業技術環境局
2022年10月17日 策定

1. 目的

大学の研究成果のスタートアップ等を通じた社会実装及び資金の好循環を実現するために必要な大学の知的財産マネジメント・知財ガバナンスに関する事項について所要の検討を行うために「大学知財ガバナンスに関する検討会」（以下、「検討会」という。）を開催する。

2. 主な検討事項

- (1) 大学の研究成果のスタートアップ等を通じた社会実装及び資金の好循環を実現するために必要な大学の知的財産マネジメント・知財ガバナンスに関する事項
- (2) その他必要な事項

3. 構成員

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおり。
- (2) 検討会には、必要に応じて、構成員以外の者を参画させることができるものとする。

4. 実施期間

策定日～令和5年3月までとする。

5. その他

- (1) 委員による率直かつ自由な意見交換を確保するため、検討会は非公開とする。検討会の資料及び議事概要は原則会議後に公表する。
- (2) 検討会の庶務は、関係機関の協力を得て、内閣府知的財産戦略推進事務局において処理する。
- (3) 検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。
- (4) 検討会の議論を踏まえ、関係府省で、大学の研究成果のスタートアップ等を通じた社会実装及び資金の好循環を実現するために必要な大学の知的財産マネジメント・知財ガバナンスに関する事項を示す「大学知財ガバナンスガイドライン」（仮称）を策定・公表する。